

指定訪問介護利用契約書

_____（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人徳美会（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う**基準該当**訪問介護サービス及び第1種訪問事業について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、訪問介護サービス及び第1種訪問事業を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する利用料を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申出がない場合には、契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（訪問介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」及び「第一種訪問事業介護計画」を作成します。事業者は、この「訪問介護計画」及び「第一種訪問事業介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（訪問介護及び第一種訪問事業の内容）

- 1 利用者が提供を受ける訪問介護サービス及び第一種訪問事業の内容は「重要事項説明書」に定めたとおりです。事業者は「重要事項説明書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って「重要事項説明書」に定めた内容の訪問介護サービス及び第一種訪問事業を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士または訪問介護員養成研修1～3級課程を修了した者です。
- 4 訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の上承を得て「訪問介護サービス変更契約書」を作成し、それをもって変更後の内容とします。

第5条（サービスの内容の記録）

- 1 事業者は、訪問介護及び第一種訪問事業の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録表に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その日から利用者へ交付します。

- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の、複写物の交付を受けることができます。

第6条(料 金)

- 1 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用単価ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金請求書に明細書を付して、翌月10日までに送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金請求額を月末までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。ただし、振込方法による場合は、振込機関の証をもって領収書といたします。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施するための水道、ガス、電気、電話等の費用を負担します。

第7条(サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前営業日午後6時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日に前営業日午後6時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して「重要事項説明書」に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合は、第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条(料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「訪問介護サービス変更契約書」を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条(契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に違反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、請求の日から2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第10条(秘密保持)

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条(賠償責任)

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条(緊急時の対応)

事業者は、現に訪問介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医等に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

第13条(身分証携行義務)

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条(連携)

- 1 事業者は、訪問介護及び第一種訪問事業の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。

3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条第2項または第4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者等からの相談、苦情等を受付けする窓口を設置して、訪問介護サービス及び第1種訪問事業に関する利用者の要望、苦情等に対して迅速・適切に対応するものとします。

第16条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第17条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各自1通ずつ保有するものとします。

契約締結年月日 令和 年 月 日

事業者	事業者名	社会福祉法人 徳美会
	指定番号	寿都町指定 0182100024
	住所	寿都郡寿都町字開進町50番地
	代表者名	理事長 徳野 智信
	管理者名	寿都訪問介護センター 所長 有田 美智子 印

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者ご家族 住所 _____

氏名 _____ 印